

第3回(仮称)千葉県こども計画策定会議 議事録要旨

1. 開催日時 令和6年12月20日(金)
午前10時00分～午前11時35分
2. 開催場所 ホテルプラザ菜の花 3階「菜の花」
3. 出席者 別紙のとおり
4. 関係課 総務部学事課
総合企画部政策企画課、地域づくり課、国際課、交通計画課
多様性社会推進課
健康福祉部健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課
疾病対策課、児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課
医療整備課、薬務課、子育て支援課
環境生活部循環型社会推進課、くらし安全推進課、県民生活課
スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課
文化振興課
商工労働部経済政策課、経営支援課、雇用労働課、産業人材課
農林水産部担い手支援課、環境農業推進課、森林課、水産課
県土整備部道路環境課、河川整備課、河川環境課、公園緑地課
建築指導課、住宅課
教育庁企画管理部教育政策課、財務課
教育振興部生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課
特別支援教育課、教職員課、保健体育課、文化財課
警察本部警務部警務課

5. 議 事

(1) 開 会

(2) あいさつ 加賀谷こども家庭対策監

(3) ①「千葉県こども・若者みらいプラン」の原案について

②その他

※会議設置要綱第5条第1項の規定により、眞田会長が進行。

【要 旨】

①「(仮称)千葉県こども計画」の素案について

- ・説明者 椿原子育て支援課長(資料1～資料3により説明)
- ・御意見(概要)及び質疑応答(概要)は、以下のとおり。

〔柏女構成員〕

事務局並びに座長の適切な議事進行によって真摯な議論ができて、いろいろなところに目を向けることができた計画案ができて、良かったと思っております。これまでの事務局と、それから座長の議事進行に感謝を申し上げたいと思います。その上で、3点御意見を申し上げさせていただきたいと思います。ちょっと長くなるかもしれませんが、そんなに多く発言するわけではありませんので、ご容赦いただきたいと思います。

大きく3点あるのですが、1つは、基本的方針の3番目、37ページ、こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支えるというところですが、切れ目なくというのも大事ですけど、これは、今回説明にありましたように、ライフステージをまたがっているところであって、分野横断的な視点というのがとても薄いように思いました。ここは、切れ目なく包括的にという形で、いわば、縦の切れ目ない、それから横の切れ目ないという意味を込めて、そのようにしたらどうかと思いました。特に、ヤングケアラー等の支援は、介護支援や障害者支援、生活困窮サービスなどの活用は必須で、様々な制度をクロスオーバーさせながら進めていくことが必要ですので、ここはそうした方がいいと思いました。

2つ目は、今後の計画推進体制について、210ページに有識者会議の設置があり、今回の会議では、こども若者の代表が入っていなかったという反省を踏まえて、こども若者を公募するということは書いてありますが、「こども若者等を含めた有識者等による推進会議」と書いていただいた方が、今回の会議には入っていなかったけれども、推進体制の中では入れているという気持ちがしっかり出るのではないかと思います、ご検討いただければと思います。

この2つが総論的なことで、3つ目は個別事項になります。先ほど調査の報告がありました。とても貴重なまとめ方をされていて、とても役立つものだと思うのですが、実は、県が行った調査はここにあげている調査だけではない。貧困部会でも5,400人のこどもたちが回答しています。小学5年生、中学校2年生、合わせて5,400人が回答しているわけで、そのうち貧困のこどもたちが2割ですが、8割は、いわばそうでないこどもたちということになります。調査内容が違いますので、回答が5,400人いるわけですから、こどもたちの実情を示すには十分すぎる数だと思いますので、そこから得られたことを書いていただくのが必要かと思います。また、この調査を通じて分かったことですが、貧困世帯

が大体20%くらいということは、5人に1人が貧困世帯だということになるかと思いますが。こどもの貧困が継続することは、経済的貧困がもたらす直接の課題ということでありますけれども、それ以外にこどもの自己肯定感を低くし、あるいは体験や希望を奪っていくということが非常に強く、ほぼ全てクロス集計をしたことにより、有意差が出ている。貧困家庭の方の自己肯定感が低く、体験も貧弱で希望も持てていないということが示されています。しかも、それが5年前の調査よりも悪化しているということが明らかになりました。また、貧困の連鎖があり、保護者も希望を持てていない、自己肯定感が低いということも明らかになりました。このことは非常に深刻な問題であり、この課題解決に県全体で真摯に取り組んでいかなければならないということで、この結果を改めて強調すべきだろうと思います。それから、この調査の中では、先ほど申しました、こども一般の課題も浮き上がっておりまして、例えば、ヤングケアラーや不登校は、貧困家庭により多いということが明らかになっております。これも有意差が出ております。しかし、特に不登校支援においては、貧困がまったく述べられておりません。また、私は今、千葉県公認心理師協会の理事をしておりますが、スクールカウンセラー等は貧困に着目をして支援をするという姿勢が十分ではないように思います。不登校など、こどもが示す行動の背後に貧困問題が隠されているということを、そういう視点を持って支援に関わっていく必要があります、そのための研修を進めていくことが必要だと思います。例えば不登校であれば、不登校のこどもたちの中には、貧困のこどもたちがいるんだ、生活に困窮しているこどもたち、あるいは体験を奪われているこどもたちもいるんだ、だから希望がないから、そこで中断してしまう、それは本人のせいではなく、環境のせいなんだ、というような視点を、支援者が持っていけるような研修を作ってやっていくことが、非常に大事だろうと思います。そういうことを考えますと、86ページに、教育の支援を推進しますとありますが、修正が必要だろうと思っています。合わせて、115ページにヤングケアラーの支援が載っております。また、171ページにも不登校の支援が載っています。いずれも貧困のことが全く触れられていません。現状や課題の施策の方向を精査を行った上で、必要な修正を行っていくことが必要ではないかと思っています。全体的にはとても優れた計画だと思います。ご配慮いただければ幸いです。私からは以上です。ありがとうございました。

[子育て支援課]

今年度、貧困に関してこどもの生活実態調査を行っており、貧困の検討部会でそのデータをもとに議論を進めていただいたところです。原案の８３ページから８５ページに調査結果を抜粋して載せておりますが、貧困の問題がヤングケアラーや不登校にも関連していることを、それぞれの施策に入れたほうが良いという御指摘をしっかりと受け止め、原案への記載を検討させていただきます。また、原案の基本理念についても、ご意見を踏まえまして反映させていただきたいと考えております。

[風間構成員]

原案の１３７ページ、子育て環境の整備というところを、子ども中心でというところで、書き換えいただいて、ありがとうございます。その中で、現状と課題のところ、１番がこどもの教育・保育の充実というところは分かるのですが、２番の保育人材の確保と資質の向上と、「資質」が入っているのですけれども、ここでは働き方であったり、定着のためのお金のことが書いてあり、資質の向上は、お金を払って長くとどまってもらえれば向上するのかなというように、少し穿った見方をすると読めるようになっているので、資質というところをもう少し書き込んでいただけたほうが良いと思いました。具体策のところでは、人材確保と資質向上というところでたくさん書き込んでいただいてあって、研修のことなども書いてはありますけれども、この現状と課題のところに、もう少しキャリアアップや研修などの質の向上について書き込んでいただけたほうが良いと思いましたので、お願いしたいと思います。そして、幼稚園の話になるのですけれども、保育士の人材確保についてはたくさん書かれているのですが、幼稚園でも使いやすいような補助金といいますか、幼稚園の先生が増えるような取組を書き込んでいただけると、私ども業界の先生たちにとっては、千葉県もいろいろと目を向けていただいているという思いにつながると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

[子育て支援課]

１３７ページの「子育て環境の整備」の「現状と課題」の２にご指摘を踏まえ、保育士等の資質の向上を図る取組について記載を充実したいと考えております。また幼児教育・保育の担い手は、保育所、幼稚園、認定こども園などございまして、幼稚園教諭についても記載については検討させていただきたいと思います。

〔松山構成員〕

46ページにあります、人権教育の推進事業の中で、幼稚園、こども園、保育園等での人権教育について触れられています。保育園の役割として、養育力、教育力の低下した家庭に対しての支援というのがありますけれども、保護者は一体、養育力、教育力を高める場がどこにあるのかと感じます。人権について、保護者の方はあまり知識がない、学ぶチャンスがないのではと思っています。そもそも、親の貧困や虐待など諸問題も発生している。ですから、保護者の教育が第一であり、是非、それに目が向くような施策を行っていただければと感じます。

保護者の方が、ゆっくりとこどもに向き合いながら、その子の育ちを社会も支えてくれている、自分も応援されて、この子に向き合っているといえる事業が、正直に申し上げまして、どこにあるのかという思いがあります。親から離すのではなく、親子で一緒に過ごす。そして、こどもはそこで安心する。そういったこども時代の育ちがあったことによって、自分も幸せだった、次にまたつなげたいという、親子ふれあいキャンプなんてとてもいいなと思っていますが、ぜひそういった事業を加えていただきたいと思います。

〔子育て支援課〕

保護者の養育力、教育力を高めていくような取組については、こういった形で入れられるか検討させていただきたいと思います。大変重要な視点です。

〔瀧本構成員〕

今の内容に少し関わるところかと思いますが、家庭教育が非常に大事だと思っております。親御さんが、保護者の方が育ってきた時代と、社会環境が変わっているということが多々あるのだと思っています。貧困家庭だけではなく、すべての家庭において、親御さんの教育ということが大切になってくるのだろうと思っております。そして、この資料の原案の192ページのところに、家庭教育リーフレット活用事業ですとか家庭教育支援チーム設置推進事業ですとか、家庭教育に資すると思われる事業がいくつかあるんです。例えば、アンケートの結果の中で、ざっとしか見ていないのですけれども、なかなかしっかりと理解がされづらい内容があるのではないかと考えていて、特に、千葉県でいうと、多様性推進条例の本質に関わるような教育といいますか、これは県民の理解に置き換えてもいいと思うのですけれども、こういった内容が家庭教育に関わる事業の中に織り込まれる予定なのかというところを確認させていただきたいということが一点です。それと

もう一つですけれども、貧困の家庭の支援のところで、プッシュ型の支援が大切だというふうに思っています。原案の 88 ページのところで、6 番の「支援をひろげるための取組」の中で、当事者であるこどもと保護者が自ら相談しようと思える、SOS を上げられる社会環境を醸成するという記載があって、こういう記載があるということは、なかなか自ら言い出しづらいことの裏返しなのかと理解をしています。やはりプッシュ型の支援が必要になってくるだろうと思っていて、ざっとしか見ていないのですけれども、プッシュ型の支援というのはどういったところにあるのか教えていただきたいと思いますし、このプッシュ型の支援をやろうとすると、おそらく市町村の取組が非常に重要になってくると思いますが、市町村との連携についてどういうふうに考えるのか、あるいは財政的な部分も含めて支援を考えられるのか、その辺について教えていただければと思います。

〔生涯学習課〕

まず、家庭教育リーフレットですけれども、これについては、幼児の保護者の皆様、それから小学生の 1、2 年生の保護者を対象にしたもの、それから 4、5、6 年生の保護者を対象にしたもの、それから中学生の保護者を対象にしたものということで、4 部、生涯学習課から配布をしています。これは、学年が上がる、例えば小学校の 1 年生、それから 4 年生、中学校 1 年生というところで、対象の児童を通して家庭の方に配布されるものとなっております。その中には、基本的な生活習慣の、どういったことを家庭で、届けていったらいいのかということを確認できるようなポイントが盛り込まれております。これについては、ホームページ等で、自由にどなたでもご覧いただけるものになっております。そのような形で支援をしていきたいと考えております。

また、市町村のアウトリーチ型の支援なども行っておりますけれども、これは国と県と市町村が 3 分の 1 ずつ予算を出して支援をしているものになっております。実際の取り組みについては各自治体で考えていただくということになりますけれども、自治体によって、相談窓口を設けて、困っているところに家庭訪問に行くであるとか、面談をするといったようなこともあります。また、スマホ教室であるとか、こども園の保護者を対象にした家庭教育講座といったものを、自治体で開いて、そこに保護者の方々に参加していただくというような取組をしています。

〔瀧本構成員〕

そうしますと、ここに記載されている家庭教育の支援という中には、特に親御さんに対する教育といいますか、そういったところは全く含まれていないという御回答と認識してよろしいでしょうか。

〔生涯学習課〕

内容については自治体で考えて実施していくということになりますので、県の施策にもなりますので、そのところについては今後盛り込むということでどうでしょうか。

〔瀧本構成員〕

ぜひお願いしたいと思います。プッシュ型のところについても市町村に委ねるように受け止めましたが、各自治体の横並びというか、自治体によって支援が増しますというのはどうなのかと思いますので、どこの市だからプッシュ型の支援が受けられる、どの市だとダメだとか、そういうことがないようにぜひ県としての取組をお願いしたいと思います。

〔生涯学習課〕

分かりました。今後も家庭教育支援チームの推進事業を進めていきたいと考えております。

〔瀧本構成員〕

いきなり盛り込むのは難しいということは重々承知しています。

〔こども家庭対策監〕

今のお話の関連で、補足ですが、市町村への支援、もしくは連携に関しましては、今回、家庭教育ということで担当課から回答させていただいたのですが、こども施策には様々な分野がございますので、各担当課において、それぞれ市町村に支援等を行っていると思います。そのあたり、それぞれの担当において、市町村にできるだけ配慮なり寄り添うという姿勢も共有していかなければいけないと思っております。必要に応じて、庁内でそういう状況を共有するといったことを含めて、市町村との連携を検討していければと思います。あと、親御さんへの教育というところですが、今回、こどもの人権に関して、県民の皆さんへの普及啓発を強く

打ち出さなければならぬところですのでそういった中で少しソフトに、県民の皆さん、親御さんも含めてですけれども、どうやって打ち出したら受け入れていただけるのかなども検討しながら進めていければと思います。

[石井（芳）構成員]

児童虐待防止対策の充実というところで、原案の１０９ページの８番、「早期発見・早期対応」で、教職員を対象にとあるのですが、実際の児童虐待の発生率は乳幼児の方が高い現状にある中で、保育士さんや保育園の職員の皆さん、民間も公立も含めて、そういった方々への研修というのは、県としては、現段階では考えていらっしゃるのか。私、これ全部細く読んだわけではないので、他のところで保育士さんなり、そういった方々への虐待防止対策の研修というのが盛り込まれているとすれば、私の質問はちょっと愚問になってしまいますが、そこをまずお聞きしたいという点と、社会的養護を必要とするこども、若者に対する支援というところで、原案の１１２ページと、原案２１８ページの推進目標６番に上がっている内容について、前々回、絵に描いた餅になるような目標は困りますということをお話しさせていただいたところですが、目標の数値としては非常にありがたい数値だなと考えているところです。特に里親等委託率について、他県が７０％というような数値を上げているという報道を見まして、千葉県もまさかそれに近い数字を出してくるのかと心配をしていたところです。ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、里親さんには行ったけれども、そこでうまくいかずに里親から福祉施設の措置変更になるというケースが年々増えてきている中でやみくもに数字を上げるということは、そういうお子さんたちの権利侵害になるのではないだろうかと以前から考えておりまして、この４０％という数値は我々施設側にとってもありがたい数字であり、こどもたちのより安心した生活を守るためには必要だろうと思っております。

一方で、ファミリーホームの設置数は３３カ所を、１０カ所増やすという数字を挙げていますが、実はファミリーホームは少ない職員の数で、５名から６名のお子さんたちの支援に当たっている。ファミリーホームの職員の方が病気になってしまったとか、事情があって退職をせざるを得なくなるケースが出ているという現状らしいです。

そうしますと施設とは違って、４、５人の職員で見なければならぬ中で１人、２人の欠員が出てしまうということは、もう事業継続が難しいというお話が

上がってきております。そうなりますと、数を増やすことは、家庭的養護推進の中では大きな目標でもありますし、こどもにとってみれば家庭に近い環境を提供されることはありがたいことではあるのですが、一方で、開設はしたけれども継続が難しいということになってしまえば、逆に本末転倒になってしまう。であるならば、ファミリーホームの職員の人材確保というところも、しっかり手を当てていただかないと、絵に描いた餅になってしまうのではないかと危惧しております。一方で、非常にありがたいと思ったのは、原案の１１３ページのところで、施策の方向と具体策のⅠの⑤、児童養護施設における人材確保というところで、以前私がお話をさせていただいた、人材確保に向けた協力をお願いしたいということへのご回答だと思いたいますが、就職相談会の場の提供、求人情報サイトへの施設紹介などという、新たな内容が盛り込まれたのは非常にありがたいと思っていますところですが、実際に我々の協議会でも年に２回、この就職説明会というのを実施しております。長年実施しているのですが、去年、今年は、実際その参加される学生さんが１０名ほどしかいないというのが実情です。

ですから、就職説明会を開いたからといって人材の確保にはつながらないということもまずご理解いただきたいところです。あともう一つ、求人情報サイトへの紹介については、方法としては一つあるのかと思っていますが、「具体的な事業」の中にその内容が盛り込まれてないのではないのでしょうか。例えば、県独自の補助金を出しますとか、こういったことに対しての支援を具体的にしますという内容を盛り込んでいただけると、我々としても非常にありがたいし励みになると思っていますところ。実際、民間の企業に依頼をかけている施設が何施設かはありますけれども、実情から申しますとあまり効果はないという報告が上がっています。しかも民間の企業にお願いするとなると、かなりの金額を必要としますので、我々施設としては、確実に人材確保できるかわからない中で、多額のお金を当てるわけには正直難しい。やはりならば、ここもしっかり県の方で手を当てていただくと、我々としてもアクションが起こしやすいのではないかと考えているところです。

【子育て支援課】

まず１点目、原案１０９ページの「８ 児童虐待の早期発見・早期対応」に教職員を対象とした研修しか書いていないが、児童虐待の発生は乳幼児の方が高いため保育士や職員への研修は考えてないのかというご指摘につきまして、県で実施

している保育士等への研修の中に虐待の発見や対応等の内容もありますので、記載したいと思います。

[児童家庭課]

里親の委託率について、県の方では40%と掲げております。国では、75%を目標にしていますけれども、県としましては、実態に即した目標率を掲げているところとなります。また、ファミリーホームの関係で、退職等もありまして、事業継続が難しいというお話も聞いておりまして、どのような形で事業継続ができるのかということについて県も課題意識を持っておりますので、ファミリーホームの方たちと今後も話し合っていきたいと思っております。また、児童養護施設の職員さんの求人サイトへの掲載はかなりお金がかかると伺っているところであり、今後検討していきたいと思っております。

[森竹構成員]

今回の原案につきまして、県として様々な努力をしていただいたことには感謝しております。そのうえで3点御意見を申し上げたいんですけれども、その背景でございますが、29ページに書いてあるとおり、日本語指導が必要な外国籍あるいは日本国籍の児童数が年々増加の傾向にございます。私どもは外国人からの相談あるいは学校関係者との意見交換を行っているわけですが、対応を始めている先生方が非常に苦労されていて多忙な状況であるということで、結果的に児童が孤立してしまう、居場所がなくなってしまう、最悪な場合には退学をして、不就学になってしまうという痛ましい状況も起きています。不就学という言葉になじみはないかもしれませんが外国人の場合、もともと義務教育という概念がありませんので家庭の事情とか文科省の調査結果について支援団体がまとめた調査を入手する機会があったのですけれども、日本語指導が必要な高校生等は全高校生と比較して、中退率が7.5倍、就職した場合の非正規の割合が12.5倍と、非常に大きな開きがあるという状況がございます。実際のところ学校現場では教員が足りないといった状況については、私なりに理解しているつもりですけれども今後さらに外国人数が増加するというのは、国の施策からも明らかです。こういった支援が十分に行き届かないというのは、一教員あるいは特定の学校の責任ではなく、体制づくりの問題だと認識しております。これに関しては、本来国が行うべきだという意見があると承知しておりますけれども、実際に児童に向き合うのは学校です。今回の計画の中では、61ページの3を見ると、1つ目は日本語指導が必要なこどもに対する支援の部分で、2つ目で「各学校において外国人の児童生徒等の受入がスムーズに行われるよう」と書いてあるんですけれども、ここに非常に違和感を感じておりまして、受入が

スムーズに行けばいいというわけではなくて、むしろ受入後にどう対応していくかが重要なのではないかと。受け入れればよいということではなくて受入後もしっかり支援が行き届く、そういった記述にさせていただくことができないかというのが1点目の意見でございます。

それから2点目ですけれども、63ページの下から2段目に外国人児童生徒等教育相談員派遣事業とあります。非常に細かい話で恐縮なんですけど、「外国人児童生徒の母語を理解するものを学校に派遣する」と書いてあるのですが、母語を理解するものが非常に少ないという現状があります。私どもでも語学ボランティアという制度を持っているのですが、母語ができる方は非常に登録者自体がない状況がありますので、私どもが日ごろ接している有識者から意見を聞きますと、母語を理解することは、確かに最初の段階では必要ですけれども、その後は翻訳ソフトを使ったりとか、あるいはむしろ先ほど申し上げたような日本語教育のほうに比重を上げていくことが必要なのではないかというような意見も出されます。学校現場では、考え方を少し改めて、最初の段階だけ母国であっても、その後は翻訳ソフトであるとか、日本語指導に切り替えていかないと支援が行き届かないのではないかと懸念しておりますので、ご検討いただければと思います。

それから3点目、こうした児童に対する制度面の支援というのはもちろん必要だと思うのですけれども、常時児童にそ支援が届くというのはなかなか難しいと思います。日本語が理解できない児童が、学校で孤立しない、あるいは居場所があるということが重要だと思いますので、特にこの計画全体を通して孤立をさせないとか、居場所づくりといったワードが随所で使われておりますので、外国人児童に対してもそういった視点の記述をしていただくことができれば大変ありがたいと感じております。最後、4点目ですけれども、212ページ、施策目標の5番6番をご覧ください。

5番については、外国の児童生徒との対策についての支援が実現できている市町村教育委員会で、つまり学校が仮に100校あって、1校でもこれをやっていれば、1校の中で100人いて、仮に1人に対してそれをやっていれば、100パーセントになってしまうと、これは極端な言い方かもしれませんが、これをもう少し単位を小さくすることができないか、6番の県立学校の割合の基準に関しても同じです。5番に関しては、市町村の部分であり、難しいところがあるのかもしれませんが、例えば、213ページの、8番、9番、10番は、児童一人一人に対するという数値目標だと思いますし、19番から24番、これも児童一人一人に対する数値の目標となっていると思います。そういったことをあわせますと数値目標として適切なのかどうか検討していただきたいと思います。

[学習指導課]

受入後の方が大切とのところは、ごもっともでございます。記載等について検討させて頂ければと思います。受入体制についても関係者含めて具体的に研究しているところです。続いて2問目の、高校で行っております、外国人児童生徒の相談派遣事業に関しては、確かに「外国人児童生徒の母語を理解し」と書かれておりますが優しい日本語等の指導を行っていくところもちろんございますので、この点についてもご助言等をいただければと考えております。続いての3問目ですが、孤立が進んでおり、居場所が必要だということについても、県の中で取り組める内容について検討してまいりますので、この点についても、引き続きご助言をいただければと考えております。最後の目標数値でございますが、教育庁で作っております第4期の教育振興基本計画と調整しつつ、適切な目標の数値としての在り方については再度検討していきたいと考えております。

[尾関構成員]

この計画の基本理念のところの説明で、「みんなで支え合い」に変えていただき、こちらにつきましては、千葉県社会福祉協議会の基本理念であります地域共生社会の実現ということとマッチして、非常にいいことだと私は思っております。計画の原案を読ませていただきまして、当法人の方でも、県民の皆様から貴重な寄付の運用益を、こどもの居場所づくりを行っている団体に、助成をしております。例えば子ども食堂でしたり、プレイパーク、学習支援を行っているところでしたり、世代間交流を行っているような団体に、本当に少額ですが、助成をしております。159ページから160ページに、居場所づくりという項目が上がっており、子ども食堂につきましては、最近ネットワーク化が進んでいるように感じておりますけれども、その他、学習支援ですとかプレイパーク、世代間交流などの地味な取り組みではありますけれども、地域で子どもたちの居場所となっていくような活動をしている団体がありますので、こうした団体を好事例としまして、紹介していただくような取組があったらいいのかと思います。

それから、令和5年12月に、こどもの居場所づくりに関する指針をこども家庭庁が出しております、それを読んでおりましたら、児童館などがあり、この児童館というのは、こどもが選んでいくことができる地域の安全・安心な居場所であるというふうに書かれておまして、もしこういったものが千葉県にあるのであれば、きちんと居場所であると評価をしてあげて、市町村ですとか、その運営

主体である法人と連携して推進していく、あるいは内容を充実させていくというような取組があってもいいのかと思いました。

[子育て支援課]

今、御指摘のあった児童館等は、本県の中でもございますので、記載の方法等をしっかり考えていきたいと思います。居場所につきましては、指針が出まして、プレイパークだったり、いろいろ居場所があることは承知しておりますので、市町村との連携を考えながら、どのような形で記載できるのかも含めて考えたいと思います。

[貞廣副会長]

まず、全体を拝見いたしまして、先ほどお話ありましたけれども、「みんなで支え合い」という言葉に変えていただいたことや、「こども・若者みらいプラン」となったこと、すごくいい変更をいただいたと思っています。特に「支え合い」というところは、国の教育振興基本計画では、こどもたちのウェルビーイングの実現が一つの大きな目標の柱になっていますけれども、日本版のウェルビーイングというのは、人とのつながりの中で幸福に生きていくということを指していると解釈をされていますので、それを踏まえた上でも、やはりその支え合うという言葉を選んでいただいたというのは、すごくいいかと思います。その上で、3つ意見を申し上げたいと思います。

1つ目でございます。ちょっと後出しじゃんけんになるような意見ですが、文化スポーツに関する記述が弱いかという印象を全体的に持っています。おそらくこのプラン自体が、困りごとのマイナスがある上で、それをゼロにする、安心安全な社会にするということに寄せて書いているので、プラスサムに関わるのがちょっと少なくなってしまうのだと思います。文化スポーツに親しむような豊かな生活をしていくという面もありますので、ご検討いただく余地はあるかと思っています。とりわけ、原案145ページのところに、こどもたちが親しむスポーツに関わって、「持続可能な部活動及びスポーツ振興」ということが書かれているんですけれども、スポーツに偏った部活動を想定したような書きぶりになっていまして、かつ、この「Ⅱ-2 -① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり」全般も、学校教育に閉じた書きぶりになっているところも若干気になるところです。こどもたちが学校だけで育つことではありませんし、生涯スポーツという言葉も

ありますし、スポーツに関わる計画やプラン、知事部局でこそお持ちだと思いますので、そういう形で書いていただくと、原案の48ページのところで、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験などを必要だと書いてくださっているところと呼応する形になり、とてもありがたいかと思います。

もう一つは、進行管理に関わることです。

5年の計画を、9年度をめどに見直すということで、どこかの時点で中間評価をしてということになると思うのですけれども、この中間評価の在り方がとても重要だと思います。中間評価という形で明確に書いていただくかどうかということは、検討の余地があると思いますけれども、しっかりと中間評価として、進捗を管理をしていただく必要があると思いました。3つ目でございます。これは松山先生が前の会議でもおっしゃっていましたが、子どもを親から離していく施策ではなくて、むしろ一緒にいられるような時間をしっかりと作る施策とおっしゃったのは、本当に私も重要なご指摘だと思ってまして、なんとかそういう時間が作り出せるような施策がないのかと思います。特に子どもが小さな時というのは、親や親に代わる身近な人とのアタッチメントをいかに形成できるかというのがその後の成長を左右すると言われていきますので、そういう時期に子どもが親または親に代わる人たちと、安心して過ごせる時間を、確保できる施策はないかと思っています。その一方で、親の教育というお話も出ていますが、あまり公的機関が親の思想心情に入り込んで教育をしますということを強調しすぎると、私的空間への介入になってしまうので、おそらく書きぶりも施策の展開の仕方もとても難しいため、こういう書き方になっているのだらうなと思います。そうはいいながら、ニーズがないわけではないので、やはりその辺りは両にらみで、かなり結構難しいあんばいだと思いますけれども、あんばいを取りながらやっていただくと、現時点ではこういう書き方になるのかと考えました。

[子育て支援課]

文化、スポーツについても、記載の充実について検討させていただきます。進行管理の部分については、原案の211ページの3に記載しており、毎年やるということと3年目に中間評価で見直しも検討していきたいと考えております。また、親の教育の部分、委員ご指摘のとおり、どのようにアプローチしていくのかというのは難しく、行政においては社会全体に機運の醸成、意識啓発をしていくと

いうところかと思います。実際に親に届くというところについては、例えば、リーフレット等を子どもに持ち帰ってもらうとか、そういったアプローチの仕方があるのかなと、その辺も関係部局とともに検討したいと思います。

〔真田会長〕

122ページでは、ネットパトロールなど情報化社会への対応として、教育庁と県警と関係機関と連携対応で考えているとあるのですが、SNSのサーバーを運営するメガ企業などがあり、そして表現の自由がSNSにもあって、非常に重要な問題が含まれています。これをどう整理するかについて、文科省にも積極的にこうすべきであるというような手段がない中で、県レベルでこのネットパトロールは、具体的にどのくらい動いているのでしょうか。

〔県民生活課〕

ネットパトロールについては、中学校、高校、県内には約630校があるのですが、その630校全部を専門業者に委託してパトロールを行っているところでは、

具体的な内容としては、自分の名前や学校名を出してしまったり、あるいは法令に違反するような行為など、そういったものをパトロールの中で発見しまして、それぞれの学校等に通報し、指導に向かうといったことをパトロールの中で実施しているところです。

〔真田会長〕

つまり専門の業者を委託してやっているということでしょうか。

〔県民生活課〕

はい、おっしゃるとおりです。

〔真田会長〕

私自身の頭の中でも整理されていませんが、実はその闇バイト問題はまだ、ここに書いてあるような啓発の範囲でしかできない。若い人が平気で巻き込まれていることを心配している。対策としてはまだ啓発の段階でしょうと、国では決まっているようですね。

〔県民生活課〕

県警等も対応を検討されるかと思いますが、ネットパトロールの中でも数は少ないのですけれども、闇バイトに関するものが発見されることもあります。ただし、発見できる数というのは限られたものですので、やはり啓発というのが大変重要であると考えています。啓発にあたっては、専門の方による講演等を今後行うことを検討しております。

〔真田会長〕

パブリックコメントは行うのですか。

〔子育て支援課〕

パブリックコメントにつきましては、２月に実施したいと考えております。そこでもご意見をいただき修正を加えた上で、３月に会議で諮らせていただければと考えているところでございます。

〔風間構成員〕

原案の４８ページ、「自分らしく生き抜く力の育成」のところで、自然と絡めたことが書いてあり自然と触れ合うことの大切さと書いてあって、そこで自然体験も大切だということを書いていたいただいて、６４ページにも「こどもまんなかまちづくり」で、豊かな自然、美しい景観に囲まれということを書いています。確かに幼児教育の場において大切だと思っておりますし、知事もそういう発言をしていただいていた、いろいろな幼稚園、保育園、に対する補助等もしていただいているのですが、幼児教育の現場としては自然と関わるのは当たり前というような思いがどうしてもあって、なかなかその大切さについて、千葉県全体で、この自然が豊かな千葉県、その中で子どもたちが豊かに育っていくというところを、もう少しうまくこれから先ＰＲして行って、アピールしていただけるといいのかなと思います。そういう活動をするにあたって、先ほど他の業界さんで、人材不足というような話もあって、こどもと関わる楽しさであったり、こどもを育てる、産み育てる楽しさであったり、そういうことがなかなか今の若い人たちに伝わりきれていない、大変さということが大きく出ているところがあるのかなと思っておりますので、そういうところをもう少し具体的にやっていただけると嬉しいと思います。あと先ほど言いましたけれども、

日本語以外を母国語としている人たちについては、保育園の現場であっても幼稚園の現場であっても、やはり受け入れることがあって、親が両方とも日本語を話せないとか、そういうような方たちも受け入れることがあります。小学校の段階でも必要になってくるかと思っています。そして、話が戻るのですが、野山・自然とのふれあいについては、学生さんのボランティアであったり、インターンシップに含めてこどもと関わることで、場合によってはそちらの道へ進もうかとかいう学生たちが増えていくような環境づくりができると、小さなこどもたち、そして大きなこどもたちにとっていい環境になるのかと思ったので、発言させていただきました。これは、回答を求めているわけではありませんが、よろしくお願いします。